

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言を行うことが求められている。

また、地方議会議員は議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等様々な活動を行っており、近年においては専業として活動する議員の割合も高くなっている。

一方で、近年施行された地方議会議員選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合も高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

平成23年に地方議会議員の年金制度が廃止された法律改正の際には、「地方公共団体の長の取扱い等を参考として、新たな年金制度について検討を行うこと」とした付帯決議が行われており、かつての特権的と言われたような年金制度ではなく地方公共団体の長と同様に厚生年金に加入する事により、時代に相応しい年金制度を構築する事が必要であると考えます。

よって、国においては地方議会議員の厚生年金加入の為の法整備を早急に実現するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

石垣市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣